

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産七〇)

### 〔告示〕

○国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(財務二二七、二四四)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四條第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(同二四五、二四七)

○イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を制定する件(農林水産一九二〇)

○南大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(国土交通一〇九〇)

○与那国空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(同二〇九)

○自動車の型式を指定した件(同二〇九、一一七、一一七)

○自動車の型式についての指定を取り消した件(同二〇九、一一七、一一八五)

○自動車の共通構造部の型式を指定した件(同二〇九、一一八六、一一九〇)

六 三 四 三 三 一

- 自動車の装置の型式を指定した件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 自動車の装置についての型式の指定を取り消した件(同二〇九、一一八六、一一九〇)
- 自動車の装置の指定製作者等の住所を変更した件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 小型特殊自動車(同二〇九、一一七、一一八五)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 原動機付自転車について製作廃止の届出があった件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 進入管制区を指定する告示の一部を改正する件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなればならない空域を指定する告示の一部を改正する件(同二〇九、一一七、一一八五)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件(同二〇九、一一七、一一八五)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

製造たばこ小売定価関係

#### 裁判所

破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

年金積立金管理運用独立行政法人令和元事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

#### 地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

#### 会社その他

会社決算公告

#### 会社決算公告

六 六 五 五 四 三 三 三 六

## 省

## 令

○農林水産省令第七十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月八日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。  
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表二（第九条関係）				改 正 後
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲	（略）	
別表二（第九条関係）				改 正 前
地	域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	
一 （略）		アキー、アボカド（付表第六十、第六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きはなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはほく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲	（略）	

二一七 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

付表  
一七十一 (略)  
イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二一七 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

付表  
一七十一 (新設)  
けるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

# 告 示

○財務省告示第二四三十七号  
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五十条第十一項の規定に基づき、令和二年九月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第416回) 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号)第3条第1項及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 2 発行の根拠法律及びその条項
- 3 振替法の適用等
- 4 発行方法

5 募入決定の方法  
(1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。  
(2) 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。  
(3) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第2非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

- 6 発行行額  
(1) 価格競争入札発行 額面金額で2,444,900,000,000円  
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で2,150,586,400,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で294,313,600,000円  
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,000,000,000円  
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で553,400,000,000円
- (2) 非競争入札発行
- (3) 国債市場特別参加者・第1非価格競争入札発行
- (4) 国債市場特別参加者・第2非価格競争入札発行